

SAMPLE

地盤保証書

本保証書は、地盤の調査をもとにした基礎仕様または補強工事を施した建築物であることを証明し、該当建築物の不同沈下による損害を本書裏面記載の規定により保証いたします。

ただし、保証期間内においても以下の理由に該当する場合は保証いたしかねます。

- 本保証書のご提示がない場合。
- 本保証書に当社団の社印及び保証書番号が記載されていない場合。
- 裏面に記載した免責事項に該当する場合。

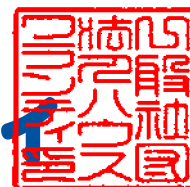
※本保証書を紛失された場合は、直ちに当社団に連絡し再発行の手続きを行って下さい。

保証書番号	J2014010001
保証物件所有者	両国太郎様
物件所在地	東京都墨田区両国〇丁目〇番地〇号
基礎仕様	ベタ基礎
保証期間	2014年1月1日より20年



一般社団法人

ハウスワランティ



地盤保証規定

SAMPLE

第1条 [総則]

一般社団法人ハウスランティ(以下当社団といいます。)は、表面記載の物件について、地盤の不同沈下起因する建物の損害を第6条の内容にて保証します。

第2条 [保証対象]

当地盤保証は、地盤調査のデータ解析に基づいた基礎工事、または地盤改良工事が実施された建物を保証対象とします。物件所有者が増改築工事や擁壁を含む外構工作物工事等をされる場合、その施工前に当社団の承認が必要となります。

第3条 [保証期間]

保証書記載の保証開始日の午後4時より当該当日の午後4時までといたします。

第4条 [保証期間の終了]

保証書記載建物が他の原因で滅失した場合、保証書記載の保証期間中でも保証は終了いたします。

第5条 [保証限度額]

一保証対象物件について一事故につき5,000万円までの補修工事費用を当社団が続行工事会社に支払うことで保証いたします。

第6条 [保証内容]

- ① 不同沈下に起因した建物の不陸及び不具合の補修などは、当保証の開始時の設計、仕様、材料等に従って、その原状と同程度に回復するための補修工事を行います。但し建物以外の敷地内工作物及び擁壁は含みません。
- ② 不同沈下の建物の修理等は、当社団の指定業者による施工に限り保証対象とします。
- ③ 物件所有者が保証開始時を上回る材料、品質による修理、付帯工事等を希望される場合には、それらにかかる費用の内、通常修理に要する費用を上回った部分は物件所有者の負担となります。
- ④ 補修工事の期間に仮住居が必要な場合は、その諸費用も保証対象といたします。
- ⑤ 本保証には、休業補償・営業補償は含まれません。

第7条 [保証免責事由]

- ① 第2条にかかわらず当社団の承認を得ないで、増改築工事や擁壁等を含む外構工作物工事等を実施された場合
- ② 物件所有者及び同居者等の不適切な維持管理及び通常予測される使用状態と異なる使用に起因する場合
- ③ 近隣の土木・建築工事、道路工事、重量車両の通行による振動などの影響に起因し、責めを負うべき第三者が存在する場合
- ④ 擁壁の損傷及び瑕疵に起因し地盤の隆起又は沈下により変動を生じた場合
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波、台風、落雷、竜巻、水害等の天災に起因する場合
- ⑥ 火災、爆発、暴動等、不可抗力に起因する場合
- ⑦ 地割れ、地滑り、崖崩れ等、地形及び地盤の変動に起因する場合
- ⑧ 植物の根等の成長に起因する場合
- ⑨ 当社団指定以外の業者による補修工事、及び工事を実施されない場合又は物件所有者自身の施工による補修工事をされた場合
- ⑩ 水平長に対し、勾配角1000分の5未満の不同沈下の場合
- ⑪ 実際の建物が当初の設計・配置計画等と異なる場合

一般社団法人 ハウスランティ

〒130-0026 東京都墨田区両国3-25-5 JEI両国ビル11階 TEL: (03) 5638-0086 FAX: (03) 5638-0076

特記事項
